平成２４年（フ）第２１０号
大阪府岸和田市尾生町960番地の65
債務者　中野　三幸
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
大阪府岸和田市額原町242番地の５クローバーハイツ岸和田ベルエル604号
債務者　小薮　朋浩
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
大阪府岸和田市額原町242番地の５クローバーハイツ岸和田ベルエル604号
債務者　小薮　知世
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
大阪府阪南市石田894番地の６
債務者　佐々木丈二
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地９棟405号
債務者　山本ヒサヱ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
大阪府岸和田市小松里町986番地の１メゾン藤本205号
債務者　山下　良子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
大阪府泉佐野市鶴原1967番地の10
債務者　角野　　大
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
大阪府泉佐野市長滝1138番地の５
債務者　伊東　秀樹
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
大阪府和泉市伯太町４丁目15番117号
債務者　池尾　伸紀
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
大阪府和泉市和気町２丁目４番47号メリーコートＡ202号、前住所堺市南区高倉台２丁41番31号
債務者　古賀　晶子（旧姓公文）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
福岡県大牟田市小浜町95番地３　サンコーポラス小浜１棟305号
債務者　上田　智子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県大牟田市馬込町２丁目13番地
債務者　仁田　安晃
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県大牟田市南船津町２丁目５番地８
債務者　豊原　博之
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４３号
福岡県大牟田市中白川町３丁目220番地　白川市営住宅32号
債務者　髙野　郁子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４６６号
千葉県市川市高石神27番２号メゾンジュネス201
債務者　野坂　健治
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９０号
千葉市花見川区幕張町５丁目183番地４
債務者　柴田　壮一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９６号
千葉市中央区矢作町1000番地31パレスミワⅢ103号
債務者　小高　丈幸
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係